

## 「幕末明治維新ゆかりの人物」キャラクターデザイン使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「当連盟」という。）が権利を保有する「幕末明治維新ゆかりの人物」キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、当連盟会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出（様式第2号）のみとし、この限りでない。

- (1) 山口県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び届出を省略することができるものとする。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (3) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 当連盟の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、会長が不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、使用(変更)承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

### (使用許可期間)

第4条 キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から平成31年3月31日までとする。ただし、使用形態等により会長がそれ以前の使用期限を付する場合がある。

### (使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。

- (2)承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3)定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4)原則として、キャラクターを使用する物品等には、デザイン名（キャラクターの人物名）及び「制作 徳山大学知財開発コース」の表記を付すること。
- (5)承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

- 第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、使用(変更)承認書（様式第3号）をもって行う。
  - 3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

（使用状況の報告等）

- 第8条 会長は、第2条第1項ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、キャラクターの使用状況について報告を求めることができる。
- 2 会長は、キャラクターの使用の承認を受けた者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（承認の取消し）

- 第9条 会長は、キャラクターの使用が要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第5号）をもって行う。

（責任の制限）

- 第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

- 第11条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月20日より施行する。